



お知らせ

固定資産税の減額

住宅の耐震改修やバリアフリー改修を行うと、固定資産税が減額となる場合があります。工事終了後3カ月以内に申告してください。対象となる建物などの要件については、本ホームページをご覧ください。左記へ問い合わせください。

☎ 市役所 南庁舎 固定資産税課
(0857) 20-3424

耐震改修などの助成

震災に強い安全・安心なまちづくりを目的として、昭和56年5月31日以前に建築された一戸建て住

宅の耐震診断、耐震設計および耐震改修費用の一部を助成します。助成対象の要件など詳細については問い合わせください。

☎ 6月10日(火)～20日(金)
【数】耐震診断：20件 耐震設計：5件 耐震改修：5件 先着順
☎ 市役所 本庁舎 建築指導課
(0857) 20-3281

鳥取市自治基本条例の解説

本年10月から施行される鳥取市自治基本条例の解説を作成しました。市役所本庁舎、駅南庁舎、各地区公民館などに設置していますので、ご自由にお持ち帰りください。

い。ご希望の人には送付します。
☎ 市役所 本庁舎 協働推進課
(0857) 20-3181

「地域づくり懇談会」開催

市民のみなさんと市長が、地域の課題や地域づくりなどについて話し合う「地域づくり懇談会」を今年も開催します。市民と行政が共に助け合い、地域の身近な課題を解決しながら心豊かに安心して暮らせる地域社会を築くため、ぜひ、多くのみなさんの参加をお願いします。

【鳥取地域】
倉田地区 6月27日(金)

他の16地域は7月から10月に実施する予定です。日程などが決まりましたら市報でお知らせします。

【新市場】9月下旬から11月に実施する予定です。日程などが決まりましたら総合支所だよりでお知らせします。

☎ 市役所 本庁舎 コミュニティ支援室
(0857) 20-3171

住宅用火災警報器の取り付け

住宅用火災警報器の設置が義務付けられて2年が経過しました。平成23年6月1日までにすべての住宅が設置しなければなりません。まだ設置していないご家庭は早め



市・県民税の納期と納付方法

市・県民税は昨年中の所得をもとに計算され、今年の1月1日時点で住んでいた市町村へ納めていただくものです。納付方法は次のとおりです。

【特別徴収】給与所得者(サラリーマンなど)を対象とした納付方法です。会社などの事業所が、6月～翌年5月までの毎月の給料から引き去り、市町村へ納めます。なお、給与以外の所得がある場合(事業所得、譲渡所得など)は、それらの所得分について普通徴収を選択できます。

【普通徴収】給与所得者以外(自営業、収入が年金だけの人など)を対象とした納付方法で、納税通知書で納めます。納税通知書は6月10日(火)に郵送する予定です。

納期	納期限
全期	6月30日(月)
1期	
2期	9月1日(月)
3期	10月31日(金)
4期	2月2日(月)

市・県民税の納付は口座振替が便利で確実です。詳しくは、市役所 駅南庁舎 収税課 ☎(0857)20-3433 まで

税源移譲による救済措置

平成18年分比べて平成19年分の所得が極端に減った人や、控除が増えたことにより平成19年分の所得税がかからなかった人は、市・県民税の救済措置があります。平成20年7月1日～31日の間に市民税課に申告することにより、税源移譲前と移譲後の市・県民税の増加分について減額措置を受けられます。なお、対象者には申告書を郵送する予定です。

問い合わせ先 市役所 駅南庁舎 市民税課 ☎(0857)20-3417 / 各総合支所 市民生活課

貯水槽水道の適正な管理を

ビルやマンション、学校などの多くは、水道水を受水槽にためて給水しています。このような給水方法を「貯水槽水道」といい、受水槽容量により次の2種類に分けられています。

受水槽が10立方メートルを超えるもの 簡易専用水道

受水槽が10立方メートル以下のもの 小規模貯水槽水道

貯水槽水道は、水道法などにより設置者の責任で管理を行うことになっています。以下のとおり適正な管理をお願いします。

1年に1回、清掃業者による清掃を行ってください(有料)。

1年に1回、登録検査機関による検査を受けてください(有料)。

蛇口から出る水の色、濁り、臭い、味、残留塩素の有無に注意してください。供給する水が人の健康を害するおそれがあるときは、直ちに給水を停止し、利用者に知らせてください。



問い合わせ先 簡易専用水道および小規模貯水槽水道(簡易水道区域) : 市役所 第2庁舎 農村整備課 ☎(0857)20-3246 / 小規模貯水槽水道(上水道区域) : 水道局 給水課 ☎(0857)53-7933

消費生活にまつわる 不安は相談を！

不審電話、悪質商法にご注意！

《事例1：行政職員を騙った振り込め詐欺》

電話で市職員や社会保険事務所の職員を名乗り、「医療費や保険料の還付がある」と言って個人情報を聞き出そうとしたり、折り返しの電話やATMの操作を要求された。

行政機関がそのようなお願いをすることはありません。

《事例2：催眠商法（SF商法）》

たくさん人が集まる狭い部屋の中で、次々と粗品が配られた。そのうちに「健康にいいから」と、必要がないのに電気治療器を買ってしまった。

《事例3：マルチ商法》

知人から「組織に加入して商品を購入し、知り合いに販売すれば利益が得られる」と進められ、組織に加入した。商品を仕入れたが、思うように売れない。

上記のような事例に遭遇したら、必ず相談ください。いったん購入したものでもクーリングオフ（無条件で契約を解除できる制度）が適用される場合があります。

「おかしいな」と思ったら相談を

「詐欺ではないか」「不要な契約をしてしまったので解除したい」など、お困りの際はそれぞれの相談窓口へ連絡ください。

悪質商法や多重債務に関すること、クーリング・オフの方法などの消費生活に関する相談

問い合わせ先

くらし110番相談窓口（市役所本庁舎1階）

・23ページ参照

鳥取県消費生活センター東部消費生活相談室（鳥取県庁第2庁舎2階）

・平日の8:30～17:00

TEL (0857)26-7605・26-7604

詐欺やしつこい勧誘にあった場合

問い合わせ先 鳥取警察署 TEL (0857)32-0110

智頭警察署 TEL (0858)75-0110

浜村警察署 TEL (0857)82-0110

借金問題は必ず解決できます

適切な債務処理を行えば、借金問題は必ず解決できます。「多重債務」や「ヤミ金融」でお困りの方は、勇気を出して早めに相談ください。

鳥取県弁護士会の弁護士による無料相談

とき：毎週土曜日 9:30～12:00

ところ：法律相談センター鳥取（東町二丁目221 鳥取県弁護士会）

相談方法：弁護士による面談（1件30分、定員5人、先着順）

申込方法：平日9:00～17:00に事前の電話予約を。

TEL (0857)22-3912

多重債務・交通事故相談は無料、その他は相談料30分5000円

鳥取県消費生活センター（前項参照）でも多重債務相談会が毎月開催されています。

過疎地有償運送事業者



募 集

公共交通空白地域の解消や公共交通の補完のため、「鳥取市過疎地有償運送者支援事業費補助金」を創設しました。

対 新たに過疎地有償運送を実施し

容 保健師または看護師 任用期間：7月15日～平成21年3月31日

非常勤嘱託職員（看護職員）

2013257

所本庁舎交通対策室 TEL (0857)

だし、250万円を限度）問市役

の初期投資経費額補助対象経費の

額に10分の10を乗じて得た額（た

だし、250万円を限度）問市役

器購入など事業実施にあたって

補助対象経費：車両、通信関連

線の本数が極端に少ない区域など

が運行されている区域であるが路

行区域：交通空白地域、路線バス

ようとするNPO法人など 容 運

に取り付けてください。設置場所などは相談ください。

2312460

問 東部消防局予防課 TEL (0857)

許をお持ちの人員 1人 問 中央保健センター予防係 TEL (0857)2013191

少年少女ヨット・カヌー教室

時 7月5日～8月30日の毎週土

曜日（全8回・8月16日は休み）

13:30～16:00 所 鳥取市B&G海

洋センター艇庫（三津） 容 マリン

スポーツ（ヨット・カヌーなど）の

基本技術の指導 講師：鳥取市B&

G海洋センター指導員 募 6月1日

（日）～ 定員になり次第締切 対

小学3年生以上 健康であること

員 20人 料 3000円（保険代・税

込み） 持 水にぬれても良い靴・上

下服 問 鳥取市B&G海洋センター TEL (0857)2815259

糖尿病料理講習会

時 6月18日（水）9:30～13:00 所

さざんか会館3階 員 20人 料 500

円（材料費） 持 エプロン・三角巾

問 市立病院栄養管理課 TEL (085

7)5317326

